

男女共同参画市民フォーラムを開催しました。

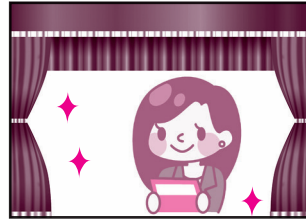
平成29年11月26日（日）レディヤンかすがいを会場に第16回かすがい男女共同参画市民フォーラム「いつだって今からが始まり～前向きな人生のすすめ～」を開催し、230名の方が来場されました。

～開催内容～

「春日井で輝くひと紹介」…市内の女性中学校長、板金工場で働く女性社員、市内在住の女性フルート奏者、男性幼稚園教諭の4名にインタビューをしました。性別に関係なく自分の好きなこと、やりたいことを仕事とし、みなさん輝いていました。
「マイ・インターン」…ニューヨークを舞台に、恋に仕事に奮闘しながらファッション業界で活躍する主人公ジュールズと、シニア・インターンとして雇われたベンとのストーリーです。仕事と家庭のバランスに悩みながらも、ベンからの的確なアドバイスにより、問題に向き合い、自分らしく歩んでいく様子が描かれていました。

～参加者の声～

- 「春日井で輝くひと紹介」では、それぞれの職場でのインタビュー動画だったので、リアリティがあった。
- 託児があったので、すごく助かりました。映画もとても共感できました。



● 相談窓口 ●

相 談	曜 日	時 間	電 話
D V 相 談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～日曜日	9:00～12:00 13:00～17:00	☎85-7867
女 性 の 悩 み 相 談 (電話・面接相談) 面接相談は原則予約制	火～金曜日	13:00～16:30	☎85-7871
女性のための法律相談 (面接相談のみ、予約制)	第1～4土曜日	10:00～12:00	☎85-4401 予約受付 (8:30～17:00)

※相談員はすべて女性です。

面接相談時に託児を実施しています。(予約制)

★実施日／第1火曜日の午後1時半～3時半、第3土曜日の午前10時～正午
面接相談中、無料でお子さんをお預かりします。お子さんのいる方も、安心してご相談ください。
ご希望の方は、相談日の1週間前までにお申し込みください。(☎85-7867まで)

- 春日井市オンラインDVほっと相談(メール相談) <http://www.soudan-kasugai.jp/>
24時間受付
返信は火～日曜日 8:30～17:15



携帯電話からのご利用は、
こちらからどうぞ。



●その他の相談窓口

愛知県女性相談センター(女性悩みごと電話相談) ☎052-962-2527
月～金曜日 9:00～21:00、土・日曜日 9:00～16:00(祝日、年末年始は休み)

伊 国土緑化に貢献する
伊藤造園土木株式会社

〒486-0844 春日井市鳥居松町2丁目227番地
☎(0568)81-3336

おかげさまで60年
紙とペン
事務機・文具 **イチロー**
〒486-0844 春日井市鳥居松町7丁目115
TEL 0568-81-2633 FAX 0568-82-1360

かすがい市男女共同参画情報紙『はるか』vol.43 2018年4月発行
企画・編集・発行 春日井市市民生活部男女共同参画課 〒486-0844 春日井市鳥居松町2-247
TEL: 0568-85-4401 FAX: 0568-85-7890 Eメール: danjo@city.kasugai.lg.jp

はるか

ha ru ka

VOL.43
2018.4

◆特集◆ 新かすがい男女共同参画プラン2012-2021を改定しました。

プラン改定の背景と趣旨

男女共同参画社会の実現をめざし、市は、2012(平成24)年に、「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」を策定しました。男女を取り巻く問題の解決や環境整備、意識啓発などの各種施策を積極的に推進してきましたが、さまざまな分野で「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や慣習が残っていること。また、少子高齢化の進行による人口構成の大きな変化や、グローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が大きく変わり、男女共同参画に関する課題も多様化しています。

このような状況を踏まえ、さまざまな課題に対応し、効果的な施策を展開していくため、「新かすがい男女共同参画プラン2012-2021」を改定しました。

プラン改定の視点(重点項目)

①女性の活躍推進

2015(平成27)年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。少子高齢化により労働人口が減少する中、女性の力は必要不可欠です。また、女性の視点を政策・方針決定やまちづくりに活かすことは男女がともに住みやすく活躍しやすい社会をつくることにつながることから、女性活躍推進のための施策を推進します。

②ワーク・ライフ・バランスの推進 (仕事と生活の調和)

誰もがやりがいや充実感を感じながら働くことができ、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択できることが重要です。そのため、長時間労働を当たり前とした従来の働き方を見直すなど、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組みと働きかけを推進します。

③男女共同参画の意識啓発

2016(平成28)年に実施した市民意識調査によると、男女の地位の平等については、「社会通念、慣習・しきたりなど」「政治の場」「社会全体」「職場」では6割以上が、家庭生活でも5割以上が『男性優遇』だと感じています。男女が対等な立場で個性と能力を発揮できる社会をつくるために、固定的性別役割分担意識の解消、男女共同参画の意義を継続的に啓発していきます。



○本プランは、市役所情報コーナー、レディヤンかすがい、各ふれあいセンター、各公民館、市ホームページ等で閲覧できます。

基本目標 男女共同参画社会の実現

目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

性別だけで能力を判断したり、役割を決め付けないで、一人ひとりの個性を尊重しましょう。

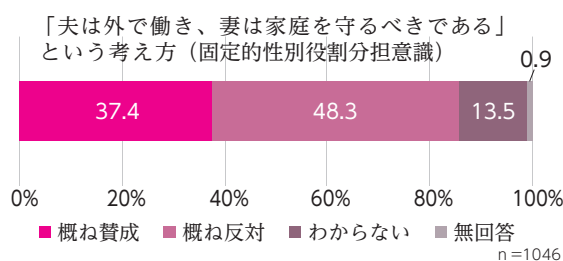


Let's Try!

- 男女に不平等をもたらす習慣や慣行を見直しましょう
- メディアリテラシーを身に付けましょう

固定的性別役割分担意識の解消を目指し、意識改革の取組を推進していきます。

1. 男女共同参画に関する意識の普及と定着
2. 男女平等の視点に立った教育・学習の推進
3. メディアにおける男女の人権の尊重



目標Ⅱ あらゆる分野へ男女がともに参画できる基盤づくり

女性の参画が進んで発言の機会が多くなると、新たな視点や発想を取り入れることができますね。
また、災害のときも女性の視点を活かすことが重要です。

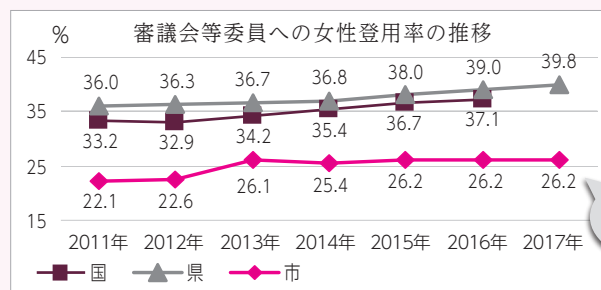


Let's Try!

- 審議会等の市民公募への応募や、ボランティア活動、地域防災活動などへ積極的に参加しましょう

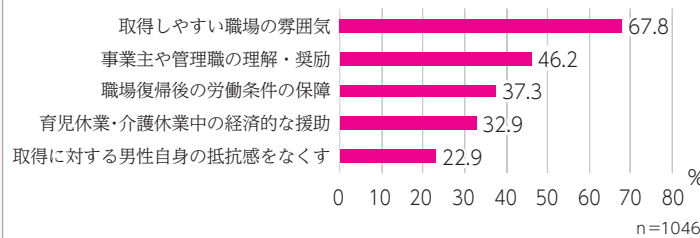
女性の能力が発揮され、あらゆる分野に参画し、男女の意見や考え方が対等に反映されるよう、リーダーの育成等を支援していきます。

1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進
2. 就業における男女共同参画の促進
3. 地域における男女共同参画の促進
4. さまざまな困難を抱える男女への支援



目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた環境づくり

男性が育児休業や介護休業を取得するために必要なこと【上位5位】

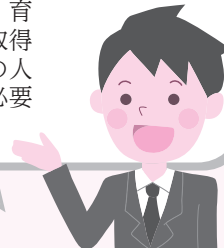


Let's Try!

- 家事・育児・介護等の家族による分担や公的サービスを利用しましょう
- ワーク・ライフ・バランスについての研修やセミナーへ参加しましょう

ワーク・ライフ・バランスの重要性について企業等に働きかけを行うなど、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動など自らが理想とするバランスで参画できる環境づくりを推進していきます。

市民意識調査の結果によると、男性が育児休業・介護休業を利用することについてどう思うかという質問に対して、約7割の人が「取ることは賛成だけれど、現実的には取りづらいと思う」と回答していました。育児休業や介護休業を取得するためには、周りの人の理解やフォローが必要ですね。



目標Ⅳ 性の理解・尊重と心身の健康のための環境づくり

男女が互いに性差を理解し、人権を尊重すること。
また、健康について正確な知識や情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが重要です。

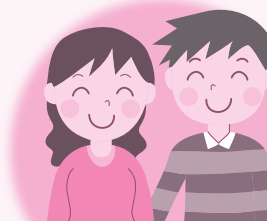


Let's Try!

- 健診などを積極的に受診し、健康管理に取り組みましょう
- 性的少数者への理解を深めましょう

性に関する正しい知識と理解を深めるための教育の充実や、生涯を通じた健康づくりの支援等を行っていきます。また、性的少数者に対する偏見をなくすため、広報紙・情報紙やパネル、研修等により意識啓発を行い、理解を促します。

1. 性についての理解を深め、尊重する環境づくり
2. ライフステージに応じた健康づくりの支援



避妊や、子どもを持つ持たないなど、パートナーまかせにしないで、きちんと話し合しましょう。

目標Ⅴ 暴力を根絶する社会づくり



DV等に関する相談窓口は裏面に記載されています。

Let's Try!

- お互いの人権を尊重し、相手を思いやる心を持ちましょう
- 暴力を絶対にしない、許さない生活環境をつくりましょう

「春日井市DV対策基本計画（第2次）」に基づき、DVの防止推進事業を行っていきます。また、「ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援」を新たな施策として掲げ、ストーカー、性犯罪等防止対策の啓発・相談窓口の周知に取り組みます。

1. 配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進
2. 性別に起因する暴力の根絶

DVやストーカー、性暴力などは、他の人に相談しづらい、知られたくないといった気持ちから、被害が潜在化、深刻化するケースが多くなっています。DV専門の相談窓口があるので相談してみてください。



プランの推進

推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携を密に取りながら、それぞれの分野の役割を相互に認識し、一体となって施策に取り組み、実践的な活動を展開していきます。

条例の周知・普及

男女共同参画社会の実現に向けて、2003（平成15）年に施行した「春日井市男女共同参画推進条例」のさらなる周知・普及を行っていきます。

進行管理

毎年度事業の実施状況等を調査し、市民のみなさんに公表・意見募集を行い、それを踏まえ施策・事業の点検、見直しを行い、プランの進行管理に取り組んでいきます。